

2013.9.27

賃上げ減税の適用条件 「2%以上」に緩和

政府・与党案
最終案

政府・与党は26日、10月1日発表の経済対策に案を固めた。企業に賃上げ額を5%以上増やした企業を「2%以上」に緩和。

先端設備を導入した企業は、投資額の5%を法人税額から控除できるようになる。個人消費の増加による景気の腰折れを防ぐ。(関連記事4面) 賃上げ促進税制は、給

与総額の増加分の10% (中小企業は20%)を税額控除できるようにするものだ。2013~15年度までの時限措置だが、17年度まで2年延長する。

現行では給与総額が基準の12年度に比べ5%以上増やした企業でなければ、税優遇が受けられない。条件緩和を求める経済界の要望を踏まえ①13年度は2%増②15年度は3%増③16~17年度は5%増——と3段階とし、対象企業を広げる。

投資減税では生産性の高い設備を導入した企業への減税措置を拡充。投資額の5%を法人税から差し引けるようにする。現行は投資額を前年度より10%増やした企業に、設備投資額の3%を控除できる。拡充によって新規投資の意欲を高める。来年3月末に期限が切れる研究開発促進税制は、16年度末まで3年間延長。直近3年間の平均を上回る研究開発費を投じた企業が、法人税から控除できる上限を現行の「増加額の5%分」から引き上げる。